

公害調剤報酬の請求について

公害調剤報酬事務につきましては、ご協力をいただきありがとうございます。
公害調剤報酬の請求の際には、下記の点をご参照ください。

1 公害調剤報酬の算定方法

認定疾病の調剤に要した費用のみをご請求ください。
また調剤報酬の額の算定は、一般の調剤報酬点数表により算定してください。
(後期高齢者関連の調剤点数は算定できません)

1点あたり

①薬剤料	…	10円
②その他手技料等(基本料等)	…	15円

- 調剤基本料の区分を「基本料」欄に明記してください。

2 請求方法

患者の調剤内容が記載された『公害調剤報酬明細書』を調剤月ごとにまとめ、
『公害調剤報酬請求書』を調剤月ごとに添付し、請求してください。

3 請求先

〒110-0015
台東区東上野4-22-8
台東保健所 保健予防課 予防担当(公害)

4 提出期限・支払方法

毎月10日締切り(11日以降のものについては、翌月の処理)
公害診療報酬審査会において審査後、支払金額が確定します。
確定した金額は、提出の翌月10日頃に指定の口座に振込処理いたします。

5 その他

- ◎ ご請求の際に、同封の新規届をご記入の上、ご返送ください。
- ◎ 振込口座に信用金庫、信用組合をご利用の場合は、振込処理できないことがありますので、お手数ですがお問合せください。
- ◎ 新規届の内容に変更がある場合は変更届の提出が必要になります。お手数ですがご連絡ください。